# 農業人材力強化総合支援事業のうち 農業教育高度化事業(都道府県事業)のポイント

令和3年度「農業教育高度化事業」の都道府県事業は、事業効果を高めるため、各都道府県で、農業教育の課題やその課題解決に必要な農業人材像、新規就農者数の目標等を明確にした都道府県「農業教育高度化プラン」を作成いただき、各事業実施主体は、このプランに基づき毎年度、事業計画を作成していただきます。

事業の詳細は今後作成する事業実施要綱において定めることとなりますが、現時点の都 道府県向け事業の内容等は以下のとおりです。

※現時点の考え方を整理したものであり、予算については、今後の国会での審議等を経て 決定されるものですので、変更等があり得ます。

## 【事業実施主体等】

- ① 都道府県(事業実施主体)
  - ※②~④は都道府県が事業を行うことが適切と認めれば、取組主体として都道府県の 指導のもと事業実施が可能です。ただし、研修用農業機械・設備の導入について は、④は対象外とします。
- ② 市町村、民間団体(公益財団·社団法人、一般財団·社団法人、学校法人、農業協同組合等)
- ③ ②が運営する農業研修教育機関
- 4 協議会等

# 【事業メニュー】

助成対象となる取組は、<u>都道府県で作成する「農業教育高度化プラン」において必要</u>な取組として位置付けられている以下の①~⑦の取組となります。

### ① 農業教育機関の教育カリキュラムの強化(継続、補助率:定額)

- ◇ 農業研修教育機関の新たな教育カリキュラム強化・導入を支援
- → 研修教育機関がこれまでも実施しているカリキュラム、年間の受講人数が 10 人以下のカリキュラムへの支援は、助成対象外

#### ② 研修用農業機械・設備導入(新規、補助率: 1/2 以内)

◆ ①、③、⑤の取組を実施するために必要な研修用の農業機械・設備の導入を支援

# ③ リカレント農業教育(継続、補助率:定額)

- ☆ 社会人向けの農業知識·技術を習得するための研修を支援
- ◆ 支援対象となる研修内容は、
  - ア)就職氷河期世代等の就農希望者への就農支援研修、
  - イ) 新規就農者(概ね就農5年以内)の経営確立・定着を支援する研修
  - ウ)農業者のキャリアアップのための研修(経営継承、経営リスク管理、スマート農業の実践など)
- ⇒ 特定の団体の構成員や非雇用者の人材育成を目的とした研修や、年間 10 人以下の研修は対象外

#### ④ e ラーニングの導入(新規、補助率: 定額)

- ◆ ①及び③の取組の実施に必要な e ラーニング導入を支援
- ◇ 導入方法は、以下のいずれか
  - ア) 民間の事業者が提供する教育サービスを活用して実施する e ラーニング、
  - イ) 研修教育機関が自らコンテンツを作成して実施する e ラーニング
- → イ)の場合、自らコンテンツを作成するために必要となるビデオカメラ等の機材については、原則としてリース・レンタルとする。リース・レンタルでは対応出来ない場合や購入した方が当該事業年度の事業費が低い場合は、購入を認める。

#### ⑤ 若者の就農意欲を喚起するための取組(継続、補助率:定額)

- ◇ 高校生等の若者の就農意欲を喚起するための取組を支援
- ◆ 先進的な農業者等による出前授業、スマート農業を導入している生産施設等での 現地研修、若手農業者等との交流会、農業の魅力を伝えるセミナー等の取組が支 援対象

#### ⑥ 国際的な農業人材育成(新規)

- → 海外農業研修への研修生の派遣(補助率:1/2 以内(※)、1 人当たり60 万円上限)を支援
  - ※補助残の 1/2 は県等が支援することも、研修生本人が負担することも可
- ◇ 3ヶ月以上 18ヶ月以内の農業研修への派遣が対象
- ◆ 都道府県が認めた留学斡旋事業者による研修であること

→ 助成対象経費は海外の研修先への渡航費や研修費として研修開催団体、研修先 農家等に支払う経費が対象(研修生個人が負担する生活関連経費、研修資材等 は対象外)

#### ⑦ その他の取組についての経費(継続 補助率:定額)

◆ ①~⑥の実施に必要な会議や調査、全国段階で実施する講師向け研修等への派 遣経費、研修受講者のフォローアップ活動等に係る経費も支援対象とする予定

### 【予算配分について】

- ◆ 都道府県への要望調査(1月下旬~3月上旬の予定)を踏まえて、4月に予算配分を実施
- ◆ ⑥の海外農業への研修生の派遣については、研修対象者の選考等が必要になり、要望調査時には派遣予定人数や予定事業費を算定することが難しいため、それ以外の取組とは時期をずらして要望調査を行い、予算を配分する予定(要望調査は夏頃を予定)
- ◇ 予算の配分に当たっては、以下の考え方に基づいて配分
  - (A) まず、以下の取組について優先的に配分
    - (a) ①のうち、スマート農業に関するカリキュラムであって、年間 30 人以上が受講予定のもの
    - (b) ③のうち、社会人の就農支援を目的としたリカレント教育の実施であって、 年間 15 人以上が受講予定のもの
    - (c) ②、4のうち(a)(b)に関連するもの
  - (B)(A)の取組であって、受講予定人数が上記に満たないもの
  - (C)(A)(B)以外の取組
    - ※なお、現状の新規就農者数、就農率の状況、プランで設定していただく就農者数・就農率の目標の高さ等も考慮します(プランの第2の1(1)県全体の新規就農目標、第2の2その他の数値目標)。

### 【その他】

⇒ 本事業の実施に当たっては、県の予算措置が必要です。

令和2年度は全国事業であったため県が直接実施しない場合には県の予算措置が不要であった意欲喚起事業や新規メニューの海外研修について、忘れずに予算措置をしていただくようお願いいたします。